

日野市公金管理運用方針

改正 令和7年8月14日 令和7年度日会計第64号市長決定

1 目的

この方針は、公金の安全性の確保を最重視し、流動性を確保した上で、効率性を追及し、地域金融機関との信頼関係や市民の理解のもと、金融環境の変化に的確に対応できるよう、公金管理の原則及び方法を定めることを目的とする。

2 対象とする公金

この方針は、歳計現金及び歳入歳出外現金並びに基金に属する現金について適用する。

3 公金管理運用の基本原則

公金の管理運用に当たっては、次に掲げる事項を基本原則とする。

(1) 安全性の確保

元本の安全性の確保を最重要視し、元本が損なわれることを避けるため、安全な金融機関への預金や債権の購入により管理運用するとともに、金融機関の経営の健全性に十分留意する。

(2) 流動性の確保

支払等に支障をきたさないよう、必要な資金を確保するとともに、緊急の資金需要に備え、資金の流動性を常に確保する。

(3) 効率性の追求

安全性及び流動性を確保した上で、金融環境の変化に応じ、運用の収益性を高めるため、可能な限り効率性を追求する。

4 公金管理運用の対応策

公金の管理運用に当たっては、金融機関の安全性を様々な経営指標により評価し、金融機関を選択するとともに、安全かつ効率的な金融商品を選択し運用していくことを基本とする。

なお、金融機関や金融商品の選択に当たっては、次に掲げる事項のほか、別に定める「日野市公金管理運用基準」によるものとする。

(1) 金融機関の選択

自己資本比率、格付け、株価の推移及び財務諸表項目等の指標から金融機関の経営状況を把握し、安全性の高い金融機関を選択する。

経営状況については、決算書やディスクロージャー資料、あるいは直接ヒアリングすること等のほか、関係機関や他市との連携等、あらゆる機会をとらえて行う。

(2) 金融商品の選択

元本が保証され、公金の既存の危険性のない安全性を確保した上で、公金の種別により、運用方法や運用期間が異なるため、その運用に即した効率的な金融商品を選択し運用する。

ア 歳計現金及び歳入歳出外現金

歳計現金及び歳入歳出外現金は、支払に対応する準備金であることから、管理運用に

当たっては、原則として指定金融機関の普通預金により保管する。

ただし、支払に対応する準備金を超える余裕資金は、その超える金額及び期間の範囲内において、普通預金以外の金融商品により運用する。

イ 基金

基金のうち積立基金については、個々の基金の性格により長期の運用も可能であることから、管理運用に当たっては、基金を所管する部署の作成した資金計画をもとに、定期性預金及び信用性の高い債権で運用する。

なお、債券は原則として額面以下の国債、地方債、地方金融機構債及び政府関係機関債とする。

(3) 資金調達の方法

歳計現金に不足が生じる場合は、基金から繰替運用を基本とする。

なお、歳計現金不足時に基金からの繰替運用できるよう、基金担当部署へは適宜の情報提供、緊密な連絡調整を行い、基金担当部署との協議の上で組替運用を行う。

(4) 金融機関の破綻に備えた公金保護方策

公金の管理運用に当たっては、万が一の事態に備え、次のような方策を講じることとする。

ア 借入金との相殺

預金債権と借入金債務との相殺をする方策を講じる。

イ 運用手法の分散

預託金融機関の分散や預託額の縮小、期間の短期化等を行う。

ウ 金融機関の検査の強化

収納金が保管されている別段預金については、金融機関の検査の充実を図るとともに、滞留期間の短期化を検討する。

5 公金管理体制

(1) 公金の保管及び管理者

本方針に基づく、公金の保管及び管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 170 条第 2 項第 1 号により会計管理者が行う。

(2) 公金管理の協議組織

本方針に基づく公金管理を行うため、庁内に日野市公金管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会の組織及び運営は別に定める。

委員会は金融環境の変化に的確に対応し、次の事項について協議する。

ア 資金計画に基づく管理運用方法

イ 金融機関及び金融商品の選択

ウ 運用中の金融商品の中途解約等

エ 金融機関の経営破たん等緊急時の対応

オ その他公金管理に関する必要な事項

6 その他

この方針に定めるほか、必要な事項は別に定める。なお、本方針については、金融情勢その他の状況の変化に応じ、継続的に見直しを行うものとする。

付 則

この方針は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この方針は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。